

- 福祉分野15問
- 範囲が広いのでコスパが悪い
- 常識的に判断できる選択肢も多い
- 医療分野20問と合わせて基準点をクリア
- 広く浅く(深掘りしない)
- 頻出問題(コミュニケーション、ソーシャルワーク、生活保護、特定福祉用具販売、訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、介護老人福祉施設を覚える
- 余力があれば障害者総合支援法、日常生活自立支援事業、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護
- 過去問重視で解き方を身につけましょう

ソーシャルワーク 専門用語に慣れておこう

- ・インテーク面接

初回面接、1回で終わらせる必要はない、相互確認と記録

- ・バイステックの7原則

個別化、意図的な感情表出、統制された情緒関与、非審判的態度、自己決定、秘密保持

- ・予備的共感

事前情報をもとにクライアントの立場に立った見方を予測し共感的な姿勢を準備しておくこと

- ・波長合わせ

クライアントの反応に合わせて、相談援助者自らの態度、言葉遣い、質問形式を修正していくこと

- ・オープンクエスチョン

開かれた質問

- ・クローズドクエスチョン

閉じられた質問、はい・いいえで答えられる

- ・スーパービジョン

上司や先輩からの指導・助言により相談援助者が自覚せずに行っている職業倫理違反を点検

- ・アウトリーチ

援助を申し出てこない人に外側から手を差し伸べる

問題 46 面接場面におけるコミュニケーションの技術について、より適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 波長合わせとは、相談援助者が、自らの態度、言葉遣い、質問の形式等をクライアントの反応に合わせて修正していくことである。
- 2 イラストや手話、ビデオ、写真、文字盤など多様な表現方法を利用することは、クライアントを混乱させるので、避けるべきである。
- 3 予備的共感とは、事前情報をもとに、クライアントの立場に立った共感的な姿勢を準備しておくことである。
- 4 クローズドクエスションは、相談援助者の意図を含むことによってクライアントの答えを誘導してしまうので、使用しない。
- 5 「励まし、明確化、要約」といった技術を活用して、クライアントと相談援助者がともにクライアントのかかえる課題を明確にしていく必要がある。

問題 47 インテーク面接について、より適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 1回の面接で終わらせなければならない。
- 2 援助機関や援助者ができること及び提供できるサービスについて具体的に説明し、その説明に対するクライアントの反応を注意深く観察する。
- 3 クライアントに情報を提供したり、対人関係や環境整備についての助言や提案を行ったりすることも、必要である。
- 4 情報収集のため、アセスメント項目の順番に従ってすべて質問する。
- 5 援助機関に紹介された理由をクライアント自身が理解しているかどうかを確認することが、重要である。

問題 47 インテーク面接について、より適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 相談援助者は、どのような援助ができるかについて説明する必要がある。
- 2 インテークは、初期の面接であるため、1回で終わらせる必要がある。
- 3 秘密が保持できる部屋の準備など、クライアントが話しやすい環境を整える必要がある。
- 4 クライアントの主訴に対して、相談援助者の所属する機関が対応できないことを明確に伝えるのは、望ましくない。
- 5 インテーク面接では、経過や課題について正確かつ迅速に記録する必要がある。

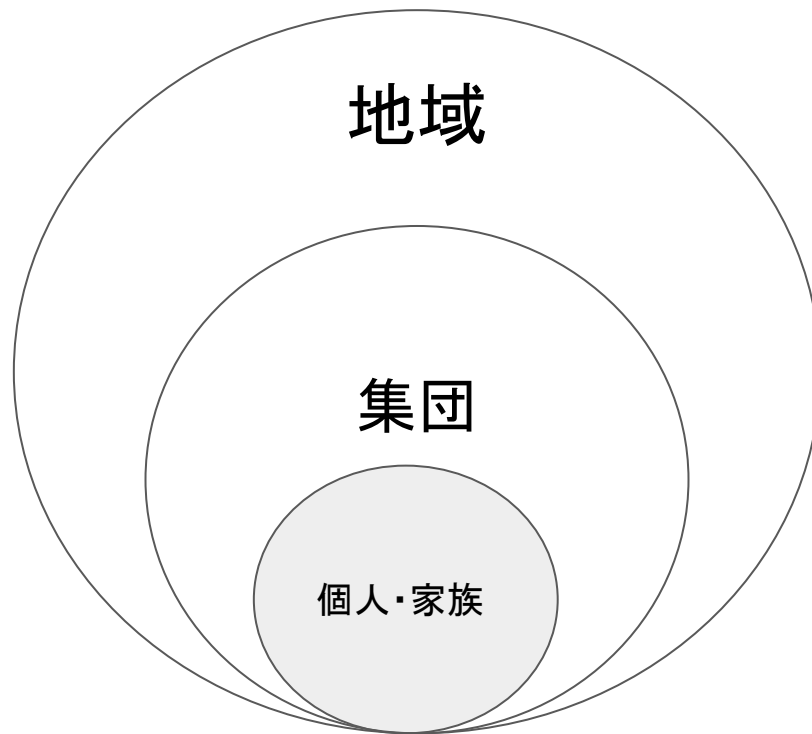
問題 48 ソーシャルワークの視点から、支援困難事例への対応として、より適切なものはどれか。3つ選べ。

- 1 複数の問題を抱えている支援困難事例については、各専門職がそれぞれ個別に対応することが望ましい。
- 2 地域から孤立しているクライアントの場合には、アウトリーチは有効な方法である。
- 3 アウトリーチの対象は、本人のみならず家族も含む。
- 4 利用者負担の大きさを理由にクライアントがサービスの利用を拒否した場合には、直ちに支援を中止する。
- 5 社会資源の不足により支援が困難な場合には、社会資源の開発が求められる。

ソーシャルワークの対人援助技術

解き方ポイント

- ・主語は重要ではない
- ・相手方が誰なのか？で個別援助、集団援助、地域援助が決まる



問題 49 ソーシャルワークにおける地域援助技術として、より適切なものはどれか。

3つ選べ。

- 1 地域包括支援センターの社会福祉士による高齢者を虐待する家族への面接
- 2 NPOによる地域住民とともに行う地域開発
- 3 特別養護老人ホームの生活相談員による入所者に対するグループ活動
- 4 地域包括支援センターによる地域住民のための認知症サポーター養成講座
- 5 震災被災者に対する支援のためのボランティアの組織化

問題 48 ソーシャルワークにおける集団援助として、より適切なものはどれか。

3つ選べ。

- 1 精神科クリニックで行われる、アルコール依存症の当事者による分かち合いの体験
- 2 地域包括支援センターによる、介護に悩む家族を対象とした交流活動
- 3 福祉事務所で行われる、社会福祉主事による生活保護の相談面接
- 4 特別養護老人ホームの入居者と地域住民との交流を目的とした夏祭りのためのボランティアの募集
- 5 地域支援事業として行われる、虚弱高齢者のグループを対象とした介護予防活動への助言

問題 49 ソーシャルワークにおける地域援助として、より適切なものはどれか。

3つ選べ。

- 1 難病患者の家族の会による会員向けの介護体験報告会
- 2 社会福祉協議会による地域住民向けの生活支援サポーター養成講座の開催
- 3 地域包括支援センターに登録された虚弱高齢者向けの健康教室でのプログラム活動
- 4 精神障害者の地域移行のための病院や障害福祉サービス事業者、不動産会社等のネットワークの構築
- 5 自治体や社会福祉法人と大学との協働による認知症カフェの設置・運営

居宅サービス ・<u>訪問</u> ほ1 <u>訪問介護</u> 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 ・<u>通所</u> つ6 <u>通所介護</u> 7 通所リハビリ ・<u>短期入所</u> た8 短期入所生活介護 9 短期入所療養介護 ・その他 10特定施設入居者生活介護 11福祉用具貸与 12特定福祉用具販売	地域密着型サービス ① 定期巡回・随時対応型 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 地域密着型通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
施設サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・<u>介護医療院</u> ・介護療養型医療施設	居宅介護支援

ほ <u>1</u>、つ <u>6</u> 以外	<u>④、⑤、⑥</u> 介護予防支援
---------------------------------	-----------------------------------

福祉分野
介護支援分野と関係するところ

まずは

- ・ほ1
- ・ほ2
- ・つ6
- ・11,12
- ・介護老人福祉施設

余力があれば

- ・た8
- ・⑤

広く浅くが鉄則
迷子にならないように注意

訪問介護

従事者 管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等

※サービス提供責任者は介護福祉士、実務者研修修了者

※訪問介護員は介護福祉士または介護員の養成に関する研修修了者

身体介護	排泄介助、食事介助、清拭・入浴介助、通院・外出介助 自立生活支援のための見守りの援助 特段の専門的配慮をもって行う調理（嚥下障害の流動食） 特別な医療的ケア（体温測定、血圧測定、 服薬介助 、軟膏塗布、湿布の貼付、座薬の挿入、爪の手入れ）
生活援助	清掃、洗濯、衣服の整理、一般的な調理、買い物、 薬の受け取り 、安否確認、ゴミ出し、利用者不在のベッドでのシーツ交換
認められないもの	医療行為、家族の衣類の洗濯、来客の応接、犬の世話は対象外

問題 53 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 利用者と一緒に手助けをしながら行う調理は，生活援助として算定する。
- 2 ゴミ出しは，生活援助として算定する。
- 3 利用者不在のベッドでのシーツ交換は，生活援助として算定する。
- 4 自立生活支援のための見守りは，生活援助として算定する。
- 5 服薬介助は，身体介護として算定する。

問題 52 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問介護事業所と同一敷地内にある建物の居住者に対して訪問介護を提供した場合には、介護報酬は減算される。
- 2 耳式電子体温計により外耳道で体温を測定することは、医療行為に当たるため、訪問介護員が行うことはできない。
- 3 訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない身体介護を訪問介護員が緊急に行った場合には、所定の単位を加算できることがある。
- 4 サービス提供責任者については、専従する常勤のものであれば、特段の資格要件はない。
- 5 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回の訪問介護に同行した場合には、所定の単位を加算できる。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を提供して居宅での入浴援助を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る

	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
看護職員 (看護師・准看護師)	1人以上	
介護職員	2人以上	1人以上

※看護職員と介護職員で行うサービスだが、利用者の体調が安定していれば主治医の意見を確認のうえ、介護職員だけで行える(減算される)

※他に減算されるケース

全身入浴が困難で、利用者の希望により清拭または部分浴を実施

同一建物等に居住する利用者にサービス提供

※利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、訪問入浴介護費は算定しない。

問題 54 介護保険における訪問入浴介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問入浴介護で使用する浴槽は、利用者又はその家族が用意しなければならない。
- 2 利用者が小規模多機能型居宅介護を利用している場合には、訪問入浴介護費は算定できない。
- 3 利用者の身体状況等に支障がない場合には、主治の医師の意見を確認したうえで、介護職員3人で実施することができる。
- 4 訪問入浴介護費は、サービス提供時間によって2区分に分けられている。
- 5 利用者の心身状況及びその希望によって清拭に変更になった場合には、訪問入浴介護費は減算される。

問題 54 介護保険における訪問入浴介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問入浴介護の目的には、心身の機能の維持が含まれる。
- 2 サービス提供の責任者は、入浴介護に関する知識や技術を有する者でなくてもよい。
- 3 緊急時の対応のため、協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。
- 4 皮膚に直に接するタオル等は、利用者一人ごとに取り替えるなど、安全清潔なものを使用する。
- 5 事業所の専用の事務室には、利用申込の受付や相談に対応するためのスペースは必要としない。

通所介護

通所した利用者に、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担軽減を図る

管理者（通所介護計画を作成）	常勤・専従で1人以上 （支障がなければ兼務可能） 専門資格は不要	
生活相談員	専従1人以上、兼務不可	どちらか1人以上 常勤でなければなら ない
介護職員	専門資格は不要	
看護職員（看護師、准看護師）	専従で1人以上	
機能訓練指導員	1人以上、兼務可能 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復 師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有 する者 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う 機能訓練については、生活相談員または介護職員が兼務しても 良い。	

通所介護の加算・減算

加算・減算	事業所と同一建物等に居住する利用者にサービス提供	減算
	サービス提供時間が9時間以上	加算(5時間を限度)
	個別機能訓練加算	理学療法士等を配置。利用者の居宅を訪問したうえで、個別機能訓練計画を作成し、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者またはその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
	栄養改善加算	管理栄養士 を配置し、介護職員等と共同で作成した栄養ケア計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能
	口腔機能向上加算	言語聴覚士等を配置し、介護職員等と共同で作成した口腔機能改善管理指導計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能
	認知症加算	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して算定(若年性認知症利用者受入加算との併用算定はできない)

問題 53 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 通所介護計画は、その内容について利用者に説明して同意を得た上で作成し、利用者に口頭で示せばよい。
- 2 通所介護計画は、介護支援専門員が作成しなければならない。
- 3 サービス提供時間が9時間以上の場合は、延長加算を算定できる。
- 4 若年性認知症の利用者を受け入れた場合は、認知症加算に加えて、若年性認知症利用者受入加算を算定できる。
- 5 利用者は、利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることができる。

問題 52 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 生活相談員は、専ら当該事業所の通所介護の提供に当たる者でなくてもよい。
- 2 看護職員は、配置されることが望ましい。
- 3 機能訓練指導員に関する要件は、特に定められていない。
- 4 介護職員に関する資格要件は、特に定められていない。
- 5 管理者に関する資格要件は、特に定められていない。

特定福祉用具販売 5つ

貸与

福祉用具専門相談員2名以上

販売

年間上限 10万

改修

同一住宅上限 20万

腰掛便座

水洗ポータブルトイレ設置含む

和式→洋式便器設置○
非水洗→水洗化は×

自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置
(専用パッドなどの消耗品は自費)

入浴補助用具

浴槽用手すり

手すり(スロープ)
工事を伴う
自動化×

簡易浴槽

移動用リフト

移動用リフトのつり具部分

問題 51 介護保険における福祉用具について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 福祉用具貸与については、種目によっては、要介護状態区分に応じた制限がある。
- 2 福祉用具貸与事業所には、福祉用具専門相談員を1人以上置かなければならない。
- 3 特定福祉用具を販売する際には、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。
- 4 自動排泄処理装置は、交換可能部品も含め、特定福祉用具販売の対象となる。
- 5 設置工事を伴うスロープは、福祉用具貸与の対象となる。

問題 51 介護保険の福祉用具貸与の対象となるものとして正しいものはどれか。

3つ選べ。

- 1 取付工事の必要がなく、持ち運びが容易なスロープ
- 2 特殊寝台と一体的に使用されるマットレス
- 3 車輪のない歩行器
- 4 空気式又は折りたたみ式の簡易浴槽
- 5 自動排泄処理装置の専用パッド

介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の指定を受けられる施設

老人福祉法で
特別養護老人ホーム(設置者は地方
公共団体か社会福祉法人)として認
可されている施設



介護保険法で
都道府県知事から介護保険施
設の指定を受けると
介護老人福祉施設となる

老人福祉法上に規定された特別養護老人ホーム(入所定員30人以上)

1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、または清拭しなければならない

要介護1,2の者でも、認知症や虐待などやむを得ない事情により特例的に入居可能

入所者の負担により、当該施設の従業者以外の介護を受けさせてはならない

医療機関入院後、3か月以内に退院できる見込みの場合、退院後、再び円滑に入所できるようにしなければならない

協力病院を定めるのは義務、協力歯科医療機関を定めるのは努力義務

介護老人福祉施設の人員基準

医師	健康管理や療養上の指導ができる必要な人数で、その基準は明示されていない。非常勤でも可 管理者は医師でなくても OK
介護支援専門員	1人以上。入所者の数が100人またはその端数を増すごとに1人を増やすこと。専従常勤の職員。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は他の職務との兼務可能。
生活相談員	入所者100人につき1人以上、常勤職員。
看護職員 介護職員	入所者対看護職員・介護職員は 3:1 (常勤換算) 看護職員については 30人未満の施設では1人以上(常勤換算) 30~50人未満の施設では2人以上(常勤換算) 50~130人未満の施設では3人以上(常勤換算) 130人以上の施設では3人、プラス50人またはその端数を増すごとに1人を加えた数(常勤換算) 看護職員のうち1人以上は常勤の職員 介護職員は夜勤を含めて常時1人以上の常勤の職員をおく
栄養士	1人以上。ただし、40人以下の施設で他の社会福祉施設等の協力があり、入所者処遇に支障がない場合は 配置しなくてもよい
機能訓練指導員	1人以上。日常生活機能を改善、または減退防止の訓練ができる能力のあるもの。他の職務との兼務可。
管理者	常勤、ただし、管理上支障がなければ他の職務との兼務可能

介護老人福祉施設の加算

看取り介護加算	入所者または家族の同意を得て、医師、看護師、介護職員等が共同して看取りの支援を行った場合
日常生活継続支援加算	要介護4・5の者や認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者、または医療的ケアを必要とする者が一定割合以上入所しており、介護福祉士の数が入所者 6人に対して1人以上配置している場合
栄養マネジメント加算	常勤の 管理栄養士 を1人以上配置し、入所者の栄養状態を把握したうえで、医師その他多職種共同による栄養ケア計画の作成と定期的な評価・見直し、継続的な入所者ごとの栄養管理をした場合
口腔衛生管理体制加算	歯科医師等が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言および指導を 月1回 以上行った場合
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対して口腔ケアを 月2回 以上行った場合

問題 57 介護老人福祉施設について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護支援専門員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 2 看護職員については、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 3 栄養士については、入所定員にかかわらず、常勤の者を1人以上配置しなければならない。
- 4 生活相談員については、常勤の者を配置しなくてもよい。
- 5 機能訓練指導員は、同一施設の他の職務に従事することができる。

問題 57 指定介護老人福祉施設について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 配置される介護支援専門員は、非常勤でもよい。
- 2 入所者数が30人以上50人未満の場合は、常勤換算で2人以上の看護職員を配置しなければならない。
- 3 医務室は、医療法に規定する診療所でなければならない。
- 4 入所者が入院する場合には、3月間は当該ベットを空けておかなければならない。
- 5 利用者の負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせることができる。

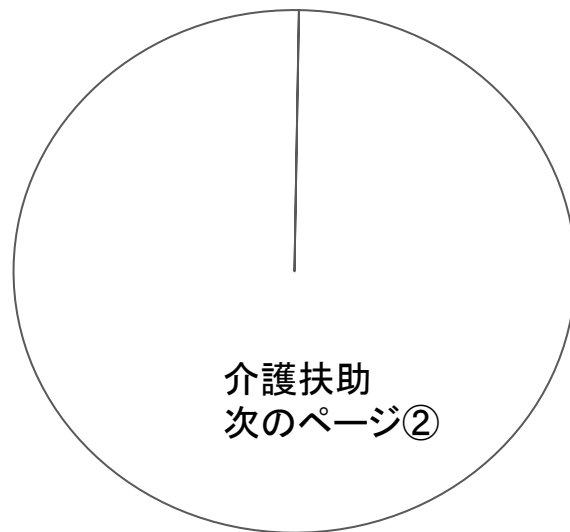
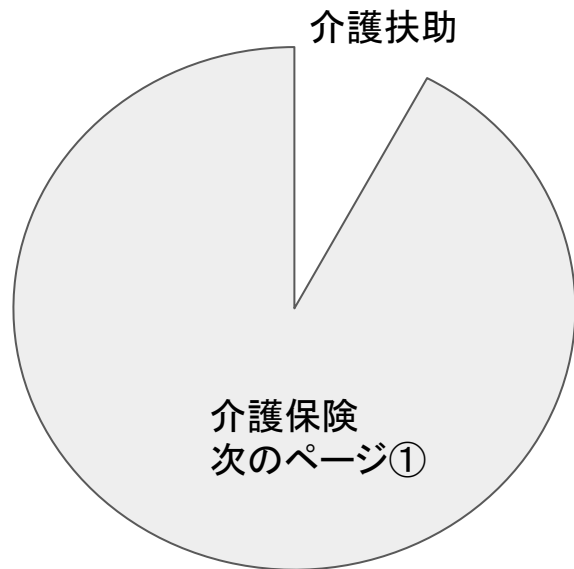
生活保護制度

世帯単位、医療扶助と介護扶助は原則、現物給付、それ以外は金銭給付

生活扶助	日常生活の需要を満たすための給付(飲食物費、被服費、光熱水費、介護保険料)
教育扶助	義務教育の就学に必要な費用
住宅扶助	住宅の確保および補修、維持のために必要なもの
医療扶助	疾病や負傷による入院・通院により治療を要する場合、生活保護の指定医療機関に委託して行う
介護扶助	介護保険法に規定する要介護者・要支援者が対象(自己負担分)
出産扶助	分娩の介助等
生業扶助	就労のために必要なもの
葬祭扶助	火葬・埋葬・納骨に必要なもの

介護扶助の内容

移送(介護サービスの利用時の交通費)以外は介護保険による介護サービスと同じ。生活保護受給者が介護保険の被保険者となる場合は、介護保険のサービスが優先し、介護保険で賄われない部分が生活保護から給付される



介護扶助の 対象者	①介護保険の被保険者で要介護・要支援の状態にある者 ②医療保険未加入の40歳以上65歳未満の要介護・要支援の状態にある者
介護扶助の 範囲	居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防・日常生活支援、移送
介護扶助の 方法	現物給付（住宅改修・福祉用具は金銭給付） 被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険による保険給付が優先し、自己負担分が介護扶助の対象 （被保険者以外の者は介護保険が適用されないので、上の②の場合、介護サービスの利用料金の10割が介護扶助として支給される）

※利用者負担額→介護扶助

※介護保険料や施設の日常生活費→生活扶助

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 医療扶助は、原則として、指定医療機関に委託して行われ、一部負担相当額は金銭給付として被保護者に支給される。
- 2 介護施設入所者基本生活費は、生活扶助として給付される。
- 3 生活保護は、原則として、個人を単位として行われる。
- 4 生活保護の補足性の原理により、介護扶助よりも介護保険の保険給付が優先して給付される。
- 5 要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護扶助は、原則として金銭給付であり、これができない場合に現物給付を行うことができる。
- 2 生活保護の申請は、同居している親族も行うことができる。
- 3 住宅扶助には、家賃だけでなく、老朽化に伴う住宅を維持するための補修費用も含まれる。
- 4 生活保護受給者である介護保険の第1号被保険者の介護保険料は、年金から特別徴収される場合以外は、生活扶助の介護保険料加算の対象となる。
- 5 介護施設入所者基本生活費は、介護扶助として給付される。

後期高齢者医療制度

運営主体	都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立された後期高齢者医療 広域連合
被保険者	広域連合の区域内に住所を有する ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満の者で広域連合の障害認定を受けた者 ※生活保護世帯に属する者は適用除外（医療扶助を適用）
被保険者の一部 自己負担	原則1割（現役並み所得者は3割）
保険料率	広域連合ごとに条例で保険料率を決定

問題 60 後期高齢者医療制度について正しいものはどれか。2つ選べ。

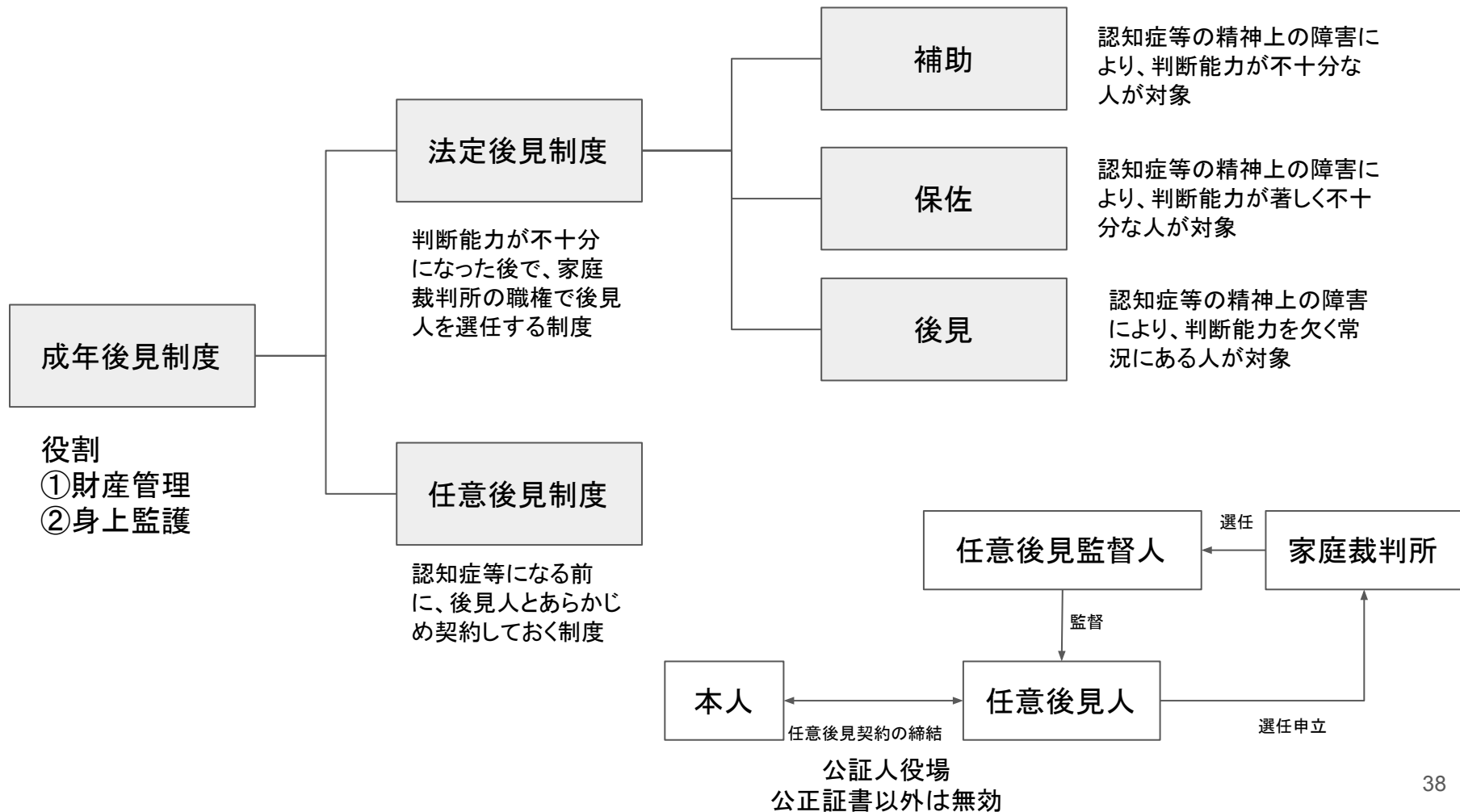
- 1 運営主体は，都道府県である。
- 2 75歳以上の者であって生活保護世帯に属する者も，被保険者となる。
- 3 患者の一部負担の割合は，1割又は3割である。
- 4 診療報酬点数表は，健康保険法に基づくものと同一である。
- 5 他の都道府県の特別養護老人ホームに入所するため住所を変更した者は，そのホームの所在する都道府県に被保険者の届出を行う。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な者の判断能力を成年後見人が補っていく制度

申込み先	家庭裁判所(市町村×)
成年後見人の職務	①財産管理、②身上監護(入浴介助等を行うことではない)
分類	法定後見制度、任意後見制度

成年後見制度には、認知症等の理由で判断能力が不十分となったときに、四親等内の親族等の申し立てに基づき、家庭裁判所の職権で後見人を選任する法定後見制度と、認知症等になる前にあらかじめ後見人と契約をしておく任意後見制度の2つがある。身寄りがない場合は、市町村長から家庭裁判所に申し出ることができる。



問題 58 成年後見制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐及び補助の3類型に分かれている。
- 2 成年被後見人が行った法律行為は、いかなる場合でも取り消すことができない。
- 3 保佐人には、年金、障害手当金その他の社会保障給付を受領する代理権を与えることができる。
- 4 公正証書以外の方式で契約をしても、任意後見契約として有効である。
- 5 社会福祉協議会等の法人も、成年後見人に選任されることができる。